



長野県報

11月17日(木)
平成28年
(2016年)
第2826号

目次

告示

保安林予定森林(森林づくり推進課) 1

公告

表彰規則に基づく表彰(人事課) 1

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働課) 2

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) 2

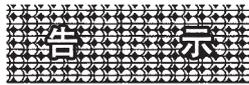
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 2

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課) 4

平成29年度及び平成30年度において県が調達をする製造の請負、物件の買入れ等に係る競争入札に参加を希望する者の資格の審査の実施(契約・検査課) 5

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 6

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) 6



長野県告示第628号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成28年11月17日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市高遠町藤沢700の1、700の6から700の13まで、700の19、700の20、700の22、700の24、700の25、700の33、700の37から700の42まで、700の44から700の69まで、700の71から700の77まで、700の85、700の118、700の119、700の123、700の125から700の132まで、700の134から700の143まで、700の145、700の146

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

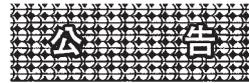
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)第7条の規定により、平成28年11月9日付けて次の者を表彰しました。

平成28年11月17日

長野県知事 阿部守一

スポーツ栄誉賞

川元 奨 大迫 傑 藤澤 勇
田代 佳奈美 大岩 義明 矢澤 一輝
矢澤 亜季 樋口 政幸 堀越 信司
藤澤 潔

人事課